

郡山市国際交流員の赴任及び帰住のための旅費の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市国際交流員の任用に関する規則（平成27年郡山市規則第76号）第7条に規定する国際交流員の国外からの赴任及び帰住のための旅費に関し、郡山市職員等の旅費に関する条例（昭和40年郡山市条例第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(旅費の種類等)

第2条 国際交流員の国外からの赴任及び帰住のための旅費は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定めるものを支給する。

- (1) 赴任旅費 在外公館が指定した国際空港（次号において「指定国際空港」という。）又は本国の居住地の最寄りの国際空港から成田国際空港までの直行便（直行便によることができない場合は、乗り換え回数が最少である乗り換え便。次号において同じ。）に係る航空賃並びに成田国際空港から本市までの鉄道賃、車賃、日当及び旅行雑費
- (2) 帰住旅費 成田国際空港から指定国際空港又は本国の帰住地の最寄りの国際空港までの直行便に係る航空賃並びに本市から成田国際空港までの鉄道賃、車賃、日当及び旅行雑費

2 支度料、移転料及び着後手当は、支給しない。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。